

# やとみっけ

## ベース

4.19(土)

## グランドオープン



明るく開放的で気軽に立ち寄って相談できるスペースです

### やとみっけベースでできること



#### お困りごとを解決

弥富市地域資源バンク“やとみっけ”を使い、市民同士のマッチングでさまざまなお困りごとを解決します



#### 資源発見

市内で活動する個人・団体・企業などの情報を知ることができます



#### 物販・展示

市民活動の成果の展示や販売ができます

### 施設案内

- 住所 前ヶ須町南本田347番地 弥富まちなか交流館 2階
- 利用時間 午前9時30分～午後5時
- 休業日 月・日曜日、年末年始

どなたでも利用できるスペースとして、地域のつながりを広げる場を提供しています。お気軽にお立ち寄りください。

### オープンイベント

## やとみっけ交流マルシェ開催！

#### とき

4月19日(土)午前10時～午後2時

#### 内容

やとみっけ登録者による出店

出店者情報などはこちらから

Instagram



☎市役所市民協働課(内線 433)

4月1日から

## 弥富市ファミリーシップ宣誓制度が始まります

市では、一人一人の個性や価値観、多様な生き方が尊重される社会を実現するため、弥富市ファミリーシップ宣誓制度を導入します。

### ファミリーシップ宣誓制度とは？

性的少数者や事実婚の人など、性別に関わらず、互いを人生のパートナーとして日常生活で相互に支えあい、継続的に責任を持って協力すると約束した関係(=パートナーシップ)にある2人が市にファミリーシップを宣誓し、市が宣誓の受理を証明するものです。

また、子どもを含めて家族としてファミリーシップを宣誓することもできます。

法律上の効果はありませんが、大切なパートナーや家族と安心して暮らせるよう応援します！

### 対象者

#### 宣誓ができる方

パートナーシップにある2人が次の要件を全て満たす必要があります。

- ☑成年(満18歳以上)に達していること
- ☑少なくともいずれか一方が市内に住所を有すること、または当該宣誓をしようとする日から3カ月以内に市内に転入する予定であること
- ☑配偶者がいないこと
- ☑他の方とパートナーシップまたはそれに類する関係にないこと
- ☑民法に規定する婚姻できない続柄でないこと

#### ファミリーシップに含むことができる方

宣誓者の双方または一方の子、三親等内の近親者など

#### 事業者の皆さんへのお願い

制度の趣旨をご理解いただき、本制度を活用できる場面が増えるよう、ご協力をお願いします。

詳しくは、市ホームページ(☎1006413)をご覧ください。

☎市役所市民協働課(内線 434)

## 働く意欲をかたちにしませんか

## 障がいのある方のための就業相談窓口



市役所に相談窓口を設置しています。相談は無料ですので、お気軽にご相談ください。

事前のご予約が必要です。市役所福祉課にご連絡ください。

毎週火曜日 午後1時～4時 祝日・年末年始を除く

受付 市役所福祉課 ところ 市役所 相談室 対応 海部障害者就業・生活支援センター

対象者 障がい者手帳のある方(障がい種別は問いません)、障がい者手帳はないが診断の出ている方、難病認定を受けている方、対象者のご家族、障がい者雇用を検討されている企業の方 など

ご予約・お問い合わせ 市役所福祉課 (内線 162・163)

[協力] 海部障害者就業・生活支援センター(厚生労働省委託事業) ☎22-3633